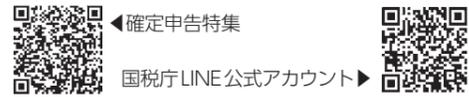
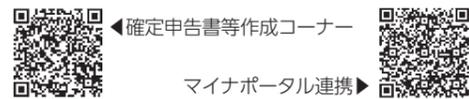


国税電子申告・納税システム「e-Tax」は、会場に向かずにスマホやパソコンを使って24時間いつでも申告ができ、待ち時間も少なく便利です。

また、確定申告書の該当項目が自動入力されるマイナポータル連携を利用すれば、さらに簡単、便利に！ぜひe-Taxをご利用ください。



### ☆ 町内の申告会場・日程 ☆

今年から申告会場が3カ所になります。ご都合の良い日時にお越しください。

日程	申告会場	受付時間
2月17日(月)	秋畑地域交流センター	午前9時～11時30分／午後1時～3時30分 ▶水曜日のみ、受付時間を6時30分まで延長しています
18日(火)		
19日(水)		
20日(木)		
21日(金)	甘楽町文化会館(1階・大会議室)	●例年、朝早い時間や各会場の初日が特に混みます。混雑緩和のためできる限り、確定申告の際は「e-Tax」をご利用ください。 ●混雑時は、受付時間内であってもその日の受付を終了する場合があります。
2月25日(火)	甘楽町公民館(1階 中会議室)	
3月17日(月)		
※土・日を除く		

- 2月17日(月)から2月21日(金)までは、役場での申告相談はできません。
- 収支内訳書(営業・農業・不動産所得などある人)、医療費控除明細書は必ず事前に作成してください。作成していない場合は、申告会場に設置の「作成コーナー」で作成してから受け付けとなります。
- ふるさと納税のワンストップ特例適用の申請をした人が確定申告を行う場合は、改めて全ての金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますので、ご注意ください。

#### 申告に必要なもの

- マイナンバーカード(扶養する人がいる場合、その人のマイナンバーが分かるもの)
- 源泉徴収票または支払調書(給与・年金収入がある人)
- 収支内訳書、収入および必要経費を確認できる帳簿・領収書など(事業・不動産所得がある人)
- 社会保険料(国民年金保険料など)の控除証明書
- 地震保険料・生命保険料・寄附金控除などの控除証明書
- 医療費控除の明細書(医療を受けた人、病院(薬局)名ごとに支払額を集計してください)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など(障害者控除を受ける人)
- 申告者名義の通帳および金融機関届出印

#### 『富岡税務署』での申告に必要なもの

青色申告／消費税申告／譲渡所得(土地・建物・株式など)、贈与税／住宅借入金等特別控除／準確定申告(死亡した人の申告)／その他特殊な内容を含む申告は、富岡税務署で申告してください。

▶「譲渡所得、贈与税」についての相談は、2月18・20・25・27日、3月4・6・10・12・14日に限定されています。

▶税務署での申告には、国税庁LINE公式アカウントで事前発行、または当日会場で配布される「入場整理券」が必要です。

▶必要書類のほか、スマートフォンやマイナンバーカードのパスワードを控えてお出掛けください。

富岡税務署(富岡市富岡2741-1) ☎63-2235  
受付時間：午前8時30分(相談開始9時)～午後4時

■ 確定申告などに関する問い合わせ…国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901  
e-Tax操作・作成ヘルプデスク ☎0570-01-5901  
■ 町県民税に関する問い合わせ …町住民課住民税係 ☎64-8312 Fax74-5813

申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日、祝日を除く)

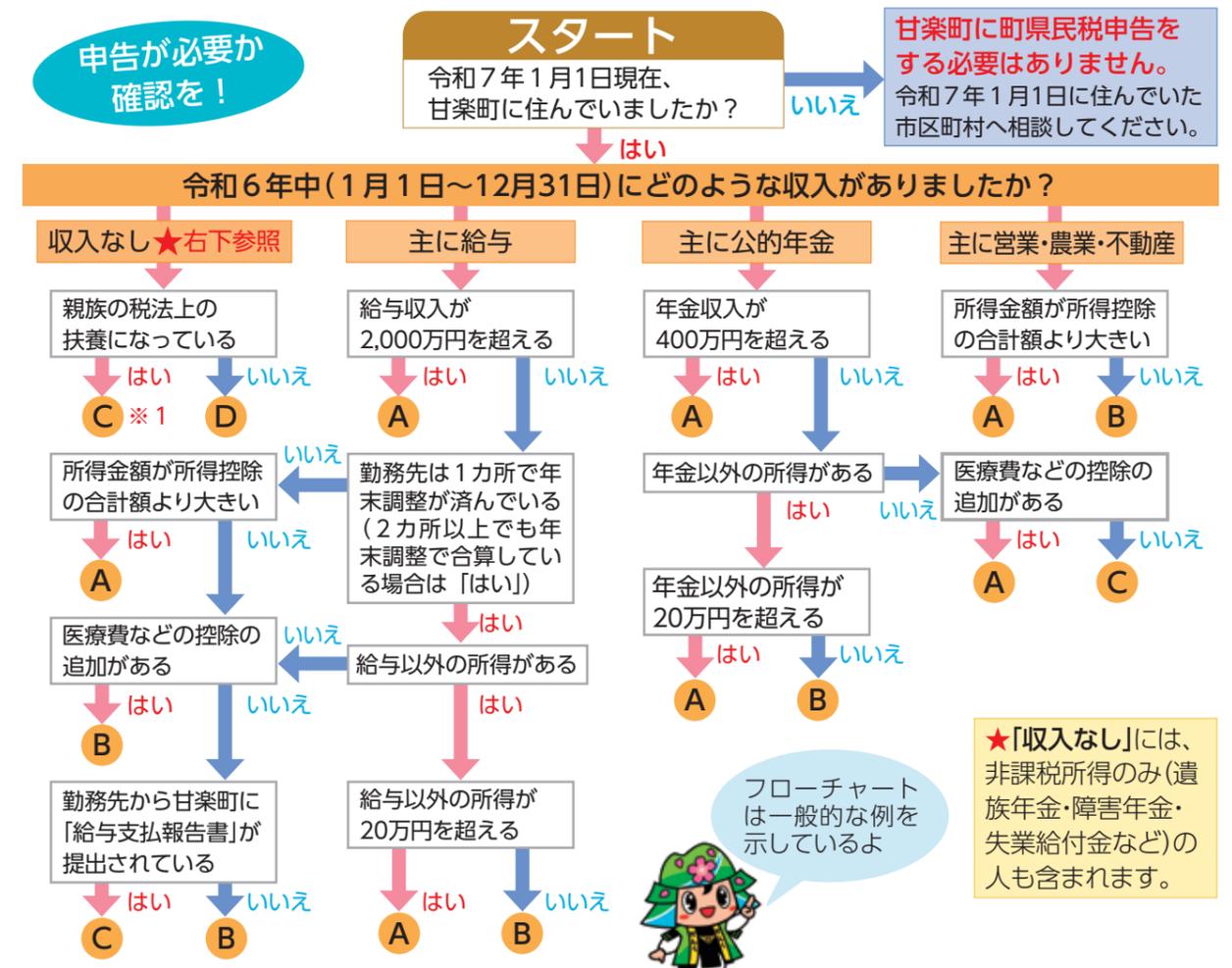
## 所得税・町県民税の申告



所得税の確定申告と町県民税の申告が始まります。

どちらも令和6年1月1日から12月31日までの1年間に得た収入などを申告する制度です。町県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの基礎資料となります。

申告をしないと、各種証明書の発行や保険料の算定に影響しますので、下記のフローチャートを参考に申告が必要かどうかを確認し、申告が必要な人は期限内に申告してください。



<b>A</b>	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、町県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
<b>B</b>	町県民税の申告が必要です	収入の額にかかわらず、町県民税の申告をする必要があります。所得税が源泉徴収されていて還付を受けたい場合は、確定申告が必要です。
<b>C</b>	申告をする必要はありません	所得税が源泉徴収されていて、還付を受けたい場合には確定申告が必要です。上記※1の人で、所得・税金に関する証明が必要な人は <b>D</b> へ
<b>D</b>	電話・FAX申告をお願いします	国民健康保険税などの軽減措置を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合、未申告のままだと受けられません。住民税係までご連絡ください。